

## 体育科への社会的要請と授業づくりの課題

中瀬古 哲

### 1. 問題意識

「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を標榜する学習指導要領が、小学校（2020）、中学校（2021）、高等学校（2022）において本格的にスタートし新たな授業実践の創造がめざされている。体育科では、「豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成」を目標として、各学校が地域の特性に応じてカリキュラムを構想し、すべての子どもたちにスポーツの感動と生きる力を育む体育授業づくりが求められていると言えよう。

1989年改訂学習指導要領においては「楽しく明るい生活を営む態度（小学校）、明るく豊かな生活を営む態度（中学校）、体育・スポーツの振興発展に寄与する態度（高等学校）の育成」が、1998年改訂学習指導要領においては「楽しく明るい生活を営む態度（小学校）、明るく豊かな生活を営む態度（中学校）、明るく豊かで活力ある生活を営む態度（高等学校）の育成」が目標として掲げられていた。

「明るく豊かで活力ある生活」という抽象的な教科の目標が、「スポーツライフ」というより具体的な目標に変更された点が2018・19年改訂の大きな特徴の一つである。この変更の背景には、2011年成立・施行された「スポーツ基本法」において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとスポーツの権利性が明文化されたという事実が存在すると考えられる。体育科の教科の存立根拠をスポーツ基本法に求めることができるようになったのである。

体育科という教科はなぜ存在するのか、税金を投入する価値があるのかという問いに対して、スポーツを享受する資質・能力を獲得することは、日本国民の基本的な権利であり、学校教育の責務であるとの論理を構想することが可能となったのである。スポーツ基本法が、スポーツの権利性を明文化し、体育科の授業の目標が「豊かなスポーツのライフを実現する資質・能力の育成」と規定されたことによって、体育授業づくりが大きく進化・発展する地平が拓けたといえよう。

その一方で、2018・19年改訂においては、武道の種目表記を巡って物議をかもした。文部科学省は「グローバル化する社会の中で、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、内容等について一層の改善を図る」という意図のもと、「柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道」の9種目を明記するのであるが、当初は銃剣道だけが除外されていたため、武道議員連盟の国会議員から疑義が上がったのである。そもそも具体的な種目を明記すること自体が武道議員連盟からの強い要請があったとも言われている。学習指導要領は、ある意味において、政治的・社会的要請の所産なのである。

スポーツの権利主体の育成というあらたな授業づくりの地平が開ける一方で、戦前の軍事教練の延長線上にあると捉えることが可能な特殊な種目を扱うことが可能になったのであ

る。このような事態に対して体育学会や体育・スポーツ教育関連の研究者並びに学校教育現場の指導者から批判の声があがることもなく、一部報道はあったものの大きな社会問題となることもなかった。そもそも、学校教育現場に目を向けると、地域によって濃淡があるものの軍事教練と見紛う集団行動・集団規律の訓練を熱心におこなっている学校や指導者は少なくない。本学に赴任し中学校・高等学校の体育授業を参観する機会が増えたが、1学期の多くの時間を集団行動のみに割いている学校が少なくないのに驚いたのを覚えている。とある学校の校長から、全国どこでもこのように熱心に時間をかけ集団行動を行っているのかとの質問を受けたこともあった。そこには、管理職と体育指導者の考え方に体育役割・使命についての認識の差異が存在するのは明らかであった。また、保健体育の教員養成課程に学ぶ学生からは、「集団行動」がなぜ必要なのか理解できない、或は、この規律訓練こそが体育指導者の役割ではないのか、との両極の声が聞こえてくる。

日本に限らず、学校体育は、近代国家の成立過程において、学校教育と軍事教育を結ぶ環として誕生・発展してきた経緯がある。日本では、明治維新から、第二次世界大戦敗戦までの時期がその時期であろう。戦後「日本の民主化・非軍事化」を進める連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指導のもと、日本の体育は、軍国主義体育と決別し民主体育をめざすこととなった（民主国家建設の時代）。その後のGHQの方向転換（教育の逆コース、1958年改訂以降）により、紆余曲折があり今日に至っている。現代においても、民主体育を標榜する体育科教育学のめざす方向と、学校現場における体育実践の実態との乖離は甚だしいと考えられる。軍事教練紛いの集団行動や体育指導者の体罰容認体質はその象徴と考えられよう。そもそも、社会の基底にある人々の考え方、心性や慣習などの文化はゆっくりと変化するものであり、体育教師や体育科をとりまく社会的・文化的環境も例外ではなからう。外圧（GHQ）や御上の命令（学習指導要領）で、直ちに民主体育が実現する等と考えること自体が間違っているのである。

学術レベルにおいても、戦前と戦後における連続面と非連続面についての研究は不十分であるとの指摘が存在する。菊（2011年）は、「戦後体育は、すでに戦前の身体に対する規律訓練型体育を脱却したといわれているが、果たしてその根本的なところではどうなのか」<sup>1</sup>と問題提起し、「あらゆる次元における規律訓練型近代体育モデルの排除と、この排除を前提とした体育カリキュラムの現代化の実現がグローバルなレベルで共通な課題である」<sup>2</sup>と指摘している。

本研究の問題意識は、以上述べてきた「スポーツの権利主体形成の地平」と菊の指摘する「規律訓練型体育」の実態が同居するという学習指導要領並びに実践現場におけるの奇妙な現状に収斂される。

## 2. 研究の構想－研究課題と課題解決の方法

本研究は、上記のような問題意識に立脚し、「規律訓練型体育」からの脱却という立場から、戦後の日本における体育科教育を総括することを目的としている。総括にあたっては、以下のような二つの視座からのアプローチを試みる。

一つ目の視座は、学習指導要領を体育科への社会的要求を束ねた社会的・政治的所産ととらえ、その社会的要求の内実を明らかにするというアプローチである。そのために、まずは

直近の2018・19年改訂学習指導要領における「武道」に関わる国会・審議会等の議論を整理・検討し、さらに、民主体育を標榜する現在の学習指導要領体制において、なぜ「武道」や「集団行動」が日常化したのかについて、戦後の学習指導要領の改訂の趣旨並びにそこでの議論を整理・検討し、いかなる社会的要請が存在し、それがどのような形で、日々の体育実践に影響を及ぼしたのかを考察する。

二つ目の視座は、民間教育研究団体によって提起されて創造的な実践を、民主体育を実現するための現場教師の社会的・政治的所産の一つの典型ととらえ、その実践の内実と課題を明らかにするというアプローチである。学習指導要領体制（法的拘束力の強化・実践の自由の制限）が問題視されるが、そのような状況下においても数多くの豊かな体育実践が生まれているという事実に着目し、体育科教育の未来を展望したい。

これまで、主要には、就学前並びに初等教育における運動遊び・体育授業の実践を研究対象とし、体育科教育並びにスポーツ教育について考察してきた。本学に赴任し、中学校・高等学校の保健体育科教員養成に携わり、教育実習や卒業研究において、中等教育における体育授業の課題を再認識することとなった。齋藤先生からは、中等教育における体育科教育に関する論考をとの宿題を頂いていたにも関わらず果たすことができなかった。この研究構想を開陳し執筆を誓うことでお許しいただきたい。

## 注

- 1 菊幸一（2011）体育カリキュラムの社会的構成をめぐる諸相：その政治的性格を問う，日本体育学会編，体育科教育学の現在，創文企画p.51.
- 2 同上 p.54.